

# 放課後児童クラブハンドブック

～札幌市児童福祉法施行条例第3章の2逐条解説～

令和3年（2021年）3月改定

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

**【このハンドブックについて】**

このハンドブックは、札幌市児童福祉法施行条例第3章の2に定める放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営に関する基準の内容の解説と、運用に当たっての標準的な対応について解説しています。ハンドブックの内容を参照し、放課後児童クラブ実施の一助としてください。

また、ハンドブックに具体的な記載がない場合は、社会通念に照らして御判断いただきますようお願いいたします。

**【略称】**

法・・・ 児童福祉法

## 【目 次】

第1節 総則	1
第138条の2 この章の趣旨	1
第138条の3 最低基準	1
第138条の4 一般原則	2
第138条の5 非常災害対策	3
第138条の6 従業者の一般的要件	4
第138条の7 従業者の知識及び技能の向上等	5
第2節 設備に関する基準	5
第138条の8 設備に関する基準	5
第3節 運営に関する基準	7
第138条の9 従業者	7
第138条の10 利用者を平等に取り扱う原則	9
第138条の11 虐待等の禁止	10
第138条の12 衛生管理等	10
第138条の13 運営規程	11
第138条の14 放課後児童健全育成事業者等が備える帳簿	13
第138条の15 秘密保持等	13
第138条の16 苦情解決	14
第138条の17 開所の時間及び日数	15
第138条の18 保護者との連絡	15
第138条の19 関係機関との連絡	16
第138条の20 事故発生時の対応	17
第4節 最低基準の向上	17
第138条の21 最低基準の向上	17
附則（施行期日・経過措置）	18

## 第1節 総則

### ●第138条の2関係

(この章の趣旨)

第138条の2 法34条の8の2第1項に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下この章において「最低基準」という。)については、この章の定めるところによる。

本条は、この章で定めるものが、児童福祉法で規定する市町村が条例で定めなければならない放課後児童クラブの設備及び運営についての基準であることを示しています。

#### 【解説】

札幌市内で放課後児童クラブを実施する際は、この章で定める内容を最低基準として守らなければなりません。

### ●第138条の3関係

(最低基準)

第138条の3 放課後児童健全育成事業(法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるものとする。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならないものとする。

本条は、放課後児童クラブ事業者の最低基準に関する責務を規定しています。

#### 【解説】

札幌市の児童クラブ、札幌市内で放課後児童クラブを実施する民間児童育成会や事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるとともに、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはなりません。

ただし、実施施設を移転する際に、適当な不動産が現在の面積よりも狭いなど、最低基準以外のやむを得ない理由による場合は、この限りではありません。

## ●第138条の4関係

(一般原則)

第138条の4 放課後児童健全育成事業における支援（以下「放課後児童健全育成支援」という。）は、小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校をいう。以下この章において同じ。）に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を利用する児童（以下この章において「利用者」という。）の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等の利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

6 放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。

本条は、放課後児童クラブの目的と一般原則を規定しています。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

放課後児童クラブは、保護者の労働、通学又は介護等により昼間家庭にいない小学生を対象とし、発達段階に応じた主体的な遊びや生活習慣を身に付けることが可能となるよう、児童の健全な育成を図ることを目的として行う必要があります。

#### (2) 第2項関係

放課後児童クラブ事業者は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（平成 20 年条例第 36 号）」に規定する「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「参加する権利」など、利用児童の人権に十分配慮し、人格を尊重しなければなりません。

### (3) 第 3 項関係

放課後児童クラブ事業者は、地域社会との交流や連携を図るとともに、利用者の保護者や地域社会に対して、運営の内容を適切に説明するよう努めなければなりません。

手法として、パンフレットの配布やホームページの開設等が考えられます。

### (4) 第 4 項関係

放課後児童クラブ事業者は、運営の内容について自己評価をし、その結果を公表するよう努めなければなりません。

自己評価に当たっては、利用者又はその保護者アンケートの実施なども有効な方法と考えます。

### (5) 第 5 項関係

放課後児童クラブの事業所の構造設備は、採光や換気等の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければなりません。

### (6) 第 6 項関係

放課後児童クラブ事業者は、その運営にかかる業務発注や賃貸契約などにおいて、「札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）」を順守し、暴力団の排除を行わなければなりません。

ただし、本項の規定は、保護者が暴力団員である児童の放課後児童クラブの利用を禁ずるものではありません。

## ● 第 1 3 8 条の 5 関係

(非常災害対策)

第 1 3 8 条の 5 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、定期的に前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

本条は、放課後児童クラブ事業者の非常災害対策に関する責務を規定しています。

## 【解説】

### (1) 第1項関係

放課後児童クラブ事業者は、消火用具や非常口など非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施に努めなければなりません。

また、各事業所においては、札幌市危機管理対策室や札幌市消防局が啓発する対処法等を参考としながら、防災マニュアル等を備えておくことが望ましいです。

### (2) 第2項関係

避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない、一定の継続性が必要であることや、小学校の学期の区切りにおいて児童の入れ替わりが想定されること等諸般の事情を考慮し、少なくとも年2回以上の実施が望ましいです。

## ●第138条の6関係

(従業者の一般的要件)

第138条の6 放課後児童健全育成支援に従事する従業者は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

本条は、放課後児童クラブ従業者の一般要件を規定しています。

## 【解説】

放課後児童クラブの支援員及び補助員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければなりません。

なお、支援員の具体的な資格要件については、第138条の9第3項に規定しています。

## ●第138条の7関係

(従業者の知識及び技能の向上等)

第138条の7 放課後児童健全育成事業所の従業者は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

本条は、放課後児童クラブ従業者の知識及び技能の向上等に関する責務を規定しています。

### 【解説】

放課後児童クラブの支援員及び補助員は、常に自己研さんに励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。放課後児童クラブ事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければなりません。

## 第2節 設備に関する基準

### ●第138条の8関係

第138条の8 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、放課後児童健全育成支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画及び第1項に規定する設備、備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、放課後児童健全育成支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。



本条は、放課後児童クラブの事業所の設備に関する基準を規定しています。

## 【解説】

### (1) 第1項関係

放課後児童クラブの事業所には、専用区画として、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた部屋又は間仕切り等で区切られたスペースを設けなければなりません。

なお、事業所のうち、体を動かす遊びや活動を主とする体育館、従業員の部屋となる事務室、玄関やトイレなどは、基本的に専用区画には含みません。

### (2) 第2項関係

専用区画の面積は、児童の数で割った値が1.65㎡以上でなければならず、ここでの児童の数は、利用実態に即したものとして、登録時の利用希望日数や出席率を基に算出したものになります。

ただし、算出した児童数と利用実態とのかい離が常態化する場合は、速やかに必要な対策を講ずる必要があります。

### (3) 第3項関係

専用区画や設備備品等は、原則として、事業所を開所している時間帯を通じて放課後児童クラブの専用である必要がありますが、開所時間帯以外に他の事業等に利用することや、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する際に、利用者以外の児童とともに遊びや生活の時間を過ごすために利用することを妨げるものではありません。

ただし、すべての児童を対象としたプログラム等を実施する際には、専用区画の他に必要な場所を活用するなど、放課後児童クラブの利用者への十分な配慮が必要となります。

### (4) 第4項関係

専用区画等は、定期的な清掃や家具の固定などにより、衛生及び安全が確保されたものでなければなりません。

### 第3節 運営に関する基準

#### ●第138条の9関係

(従業者)

第138条の9 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、放課後児童健全育成支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う放課後児童健全育成支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項に規定する研修を修了したもの又は放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに当該研修を修了することを予定しているものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法に基づく高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学に入学した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学を含む。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院に入学した者

- (7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
  - (10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の放課後児童健全育成支援の単位は、放課後児童健全育成支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の放課後児童健全育成支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、放課後児童健全育成支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の放課後児童健全育成支援に支障がない場合については、当該放課後児童支援員又は補助員は、他の職務に従事することができる。

本条は、放課後児童クラブの従業者に関する基準を規定しています。

#### 【解説】

##### (1) 第1項関係及び第2項関係

放課後児童クラブ事業者は、従業者の配置基準として、同条第4項に規定する支援の単位ごとに支援員を2人以上置かなければなりません。その1人を除き、補助員とすることもできます。

また、配置基準については、原則として、開所時間帯を通じて満たす必要があります。

なお、補助員についての具体的な資格要件は定めておりませんが、第138条の6に規定する一般要件は満たす必要があります。

##### (3) 第3項関係

支援員の資格要件としては、第1号から第10号のいずれかに該当する者であって、都道府県や指定都市、中核市等が行う研修を修了したものとなります。

第3号については、放課後児童クラブとして民間児童育成会等のほか、家庭的保育事業等として保育ママや小規模保育事業などにおいて、2年以上かつ総勤務時間が2,000時間程度の従事経験が必要となります。

第9号については、放課後子供教室事業やプレイパーク、児童福祉法上の放課後児童クラブの届出を行わずに実施している類似事業などにおいて、2年以上かつ総勤務時間が2,000程度の従事経験が必要となります。

なお、ここでは、児童と遊びを通じて積極的かつ継続的な関わりを持った経験が必要となり、単なる見守りや学習支援の経験だけの者は対象外です。

#### (4) 第4項関係

支援の単位とは、児童の集団の規模を表すものですが、一つの支援の単位を構成する児童数はおおむね40人以下となります。

利用者の多い放課後児童クラブにおいて、分割して運営する方法によりがたい場合には、一つのクラブの中で複数の集団に分けて対応することも考えられます。

また、分割や複数の集団に分けた場合であっても、活動においては、それぞれが連携または一体的に取り組むことが望ましいです。

なお、ここでの児童の数は、第138条の8第2項と同義です。

#### (5) 第5号関係

支援員及び補助員は、放課後児童クラブの専任でなければなりません。利用者が20人未満の小規模の事業所の場合、最低1人の支援員が専任であれば、他の支援員や補助員は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務と兼務することができます。

ただし、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施する場合には、放課後子供教室のプログラムの実施や安全管理等を行う人材が必要となるため、支援員や補助員との兼務はできません。

### ●第138条の10関係

(利用者を平等に取り扱う原則)

第138条の10 放課後児童健全育成事業者及び当該放課後児童健全育成事業者が運営する放課後児童健全育成事業所の従業者（以下「放課後児童健全育成事業者等」という。）は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

本条は、放課後児童クラブの運営における平等取扱いの原則を規定しています。

## 【解説】

放課後児童クラブの事業者及び従業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分により、入会要件や支援等において差別的な取扱いをしてはいけません。

### ●第138条の11関係

(虐待等の禁止)

第138条の11 放課後児童健全育成事業所の従業者は、利用者に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

本条は、放課後児童クラブの運営における虐待の禁止を規定しています。

## 【解説】

支援員及び補助員は、利用者に対して「児童虐待の防止等に関する法律」第2条の各号に掲げる行為や、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはいけません。

### ■児童虐待の防止等に関する法律第2条

- ・児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること
- ・児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

### ●第138条の12関係

(衛生管理等)

第138条の12 放課後児童健全育成事業者等は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者等は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者等は、放課後児童健全育成事業所において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

本条は、放課後児童クラブの運営における衛生管理の責務を規定しています。

#### 【解説】

放課後児童クラブの事業者等は、利用者の使用する設備や食器、飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、札幌市保健所からの情報等に注意しながら、感染症や食中毒の発生及びまん延防止についても、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

また、事業所内に必要な医薬品や医療品を備え、それらの管理を適正に行う必要があります。

### ●第138条の13関係

(運営規程)

第138条の13 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 放課後児童健全育成支援の内容及び当該放課後児童健全育成支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

本条は、放課後児童クラブの運営規程制定の責務を規定しています。

#### 【解説】

放課後児童クラブの事業者は、事業の適切な運営や利用者に対する適切な支援の提供を確保するため、第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする運営規定を事業所ごとに定めなければなりません。

1 事業者が複数の事業所で実施する場合は、1つの規程の中で、共通項目と各事業所で異なる項目を定める方法も考えられます。

**(1) 第 1 号関係**

従業者や利用者の保護者が共通理解の下で事業運営に当たるため、目的と方針を定めます。

**(2) 第 2 号関係**

従業者の職種（支援員又補助員）ごとに、員数、職務の内容を定めます。

**(3) 第 3 号関係**

休会日、開所時間（通常時及び学校休業日）を定めます。

**(4) 第 4 号関係**

利用者の保護者が支払うべき額には、利用料のほか、おやつ代、傷害保険料なども含めて定めますが、行事参加にかかる実費等で金額が不確定なものについては除きます。

**(5) 第 5 号関係**

同時に支援の提供を受けることができる児童数の上限として、支援の単位ごとに利用定員を定めます。

また、支援の提供に当たっては、学年や家庭状況などにより、利用者の優先順位も定めておくことが望ましいです。

**(6) 第 6 号関係**

所在地や対象とする小学校などを定めますが、当該地域を超えて事業を実施することを妨げるものではありません。

**(7) 第 7 号関係**

利用者が事業を利用する際に留意すべき事項(設備の利用上の留意事項等)を定めます。

**(8) 第 8 号関係**

利用者に体調の急変が生じた場合等に、速やかに当該利用者の保護者や医療機関への連絡を行う等の対応方法について定めます。

**(9) 第 9 号関係**

運営中の地震発生や暴風雪等における対応のほか、大雨洪水や土砂災害の発生警報発令時における開所基準など、非常災害対策について定めます。

**(10) 第 10 号関係**

虐待防止に関する責任者の配置等にかかる必要な体制の整備、従業者に対する研修の実施などについて定めます。

**(11) 第 11 号関係**

その他、条例に規定する事項や入退会の手続方法等を定めます。

## ●第138条の14関係

(放課後児童健全育成事業者等が備える帳簿)

第138条の14 放課後児童健全育成事業者等は、従業者、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、放課後児童健全育成事業所に備え置かなければならない。

本条は、放課後児童クラブの運営における帳簿整備の責務を規定しています。

### 【解説】

放課後児童クラブの事業者等は、従業者、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければなりません。

具体的には、入会申請書や保護者の勤務証明書、従業者の出勤簿や利用者の出席表、民間事業者においては収支予決算書等の整備も必要となります。

また、こうした帳簿関係の保存管理に関する規定等も定めることが望ましいです。

## ●第138条の15関係

(秘密保持等)

第138条の15 放課後児童健全育成事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。  
2 放課後児童健全育成事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

本条は、放課後児童クラブの運営における秘密保持の責務を規定しています。

### 【解説】

支援員及び補助員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らしてはならず、放課後児童クラブ事業者も、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者やその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

また、放課後児童クラブ事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、「札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)」や「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」を参考としながら、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要があります。



## ●第138条の16関係

(苦情解決)

第138条の16 放課後児童健全育成事業者は、その提供した放課後児童健全育成支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その提供した放課後児童健全育成支援に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者等は、運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

本条は、放課後児童クラブの運営における苦情解決の責務を規定しています。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

放課後児童クラブ事業者は、利用者やその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置や必要な措置を講じなければなりません。

具体的には、苦情受付の窓口を決め、解決のための手続を明確化し、利用者やその保護者、従業者等に対して周知することが考えられます。

#### (2) 第2項関係

放課後児童クラブの事業者は、その提供した放課後児童健全育成支援に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。

#### (3) 第3項関係

放課後児童クラブの事業者等は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査のできる限り協力しなければなりません。

## ●第138条の17関係

(開所の時間及び日数)

第138条の17 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、本市における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めるものとする。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、本市における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定めるものとする。

本条は、放課後児童クラブの開所時間及び開所日数の基準を規定しています。

### 【解説】

#### (1) 第1項関係

放課後児童クラブの事業者は、開所時間について、小学校の授業の休業日(土曜日、日曜日、長期休業期間等)は1日8時間以上、小学校の授業のある日は1日3時間以上を原則として定める必要があります。

#### (2) 第2項関係

放課後児童クラブの事業者は、開所日数について、年間250日以上を原則として定める必要があります。

## ●第138条の18関係

(保護者との連絡)

第138条の18 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡を取り、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、放課後児童健全育成支援の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

本条は、放課後児童クラブの運営における保護者との連絡の責務を規定しています。

**【解説】**

放課後児童クラブの事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明し、支援の内容等について、保護者の理解や協力を得るよう努めなければなりません。

保護者との連携として、日常的には連絡帳等を活用するとともに、定期的に懇談会や父母会を開催することなども有効な方法と考えます。

**●第138条の19関係**

(関係機関との連携)

第138条の19 放課後児童健全育成事業者は、本市、児童福祉施設（第140条第1号に規定する児童福祉施設をいう。）、利用者の通学する小学校等の関係機関と密接に連携して、放課後児童健全育成支援に当たらなければならない。

本条は、放課後児童クラブの運営における関係機関との連携の責務を規定しています。

**【解説】**

放課後児童クラブの事業者は、札幌市、保育所及び幼稚園、小学校等の関係機関と密接に連携して、利用者の支援に当たる必要があります。

小学校における利用者の状況と事業所における利用者の状況について、教職員との情報共有を図ることや、障がいのある児童の対応について、関係機関との連携を深めることが重要です。

ただし、個人情報の取扱いには留意が必要です。

## ●第138条の20関係

(事故発生時の対応)

第138条の20 放課後児童健全育成事業者等は、放課後児童健全育成支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成支援の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

本条は、放課後児童クラブの運営における事故発生時の対応の責務を規定しています。

### 【解説】

放課後児童クラブ事業者等は、利用者が安心して支援を受けられるよう、事故が発生した場合は、速やかに札幌市や保護者等に連絡し、必要な措置を講じなければなりません。

特に死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合は、所定の様式にて報告する必要があります。

また、損害を賠償すべき事故のときは速やかに賠償しなければならないため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましく、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策を講じることが求められます。

## 第4節 最低基準の向上

### ●第138条の21関係

第138条の21 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

本条は、放課後児童クラブ事業者に対する市長の勧告を規定しています。

### 【解説】

市長は、利用者の保護者や札幌市子ども・子育て会議などの意見を聴いた上で、放課後児童クラブの事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができます。

## 附 則(平成 26 年条例第 51 号)

### 改正

#### 令和2年3月3日条例第7号

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第6条第4項から第8項までの改正規定は公布の日から施行する。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に係る経過措置)

- 2 施行日の前日において現に存していた整備法による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「旧法」という。）第34条の8に規定する放課後児童健全育成事業を行う場所において施行日以後に引き続き整備法による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う場合（施行日以後に増築、改築等により建物の構造を変更する場合又は建物を移転する場合を除く。）における当該場所については、当分の間、改正後の第138条の8第2項の規定は、適用しない。
- 3 施行日から起算して5年間は、改正後の第138条の9第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの又は札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（平成26年条例第51号）の施行の日から5年を経過する日までに当該研修を修了することを予定しているもの」とする。

#### 【解説】

##### (1) 第1項関係

施行日は平成27年4月1日となります。

##### (2) 第2項関係

経過措置として、条例施行前から開設している放課後児童クラブの事業所においては、当分の間（施行日以後に施設の増築又は改築、移転する場合は除く）、専用区画の面積基準を適用しないものとします。

##### (3) 第3項関係

経過措置として、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間、支援員の資格要件である都道府県が行う研修の修了について、予定者も含めるものとしたものであり、既に経過措置期間は修了しております。

## 附 則(令和 2 年条例第 7 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 2 条中札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第 6 条第 3 項の改正規定、第 3 条の規定及び第 4 条中札幌市児童福祉法施行条例第 181 条第 7 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条の規定による改正後の札幌市児童福祉法施行条例（次項において「改正後の条例」という。）第 138 条の 9 第 3 項の規定は、施行日以後に放課後児童健全育成事業に従事することとなった者について適用し、施行日前に同事業に従事することとなった者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から札幌市児童福祉法施行条例第 138 条の 9 第 2 項に規定する補助員（同条第 3 項各号のいずれかに該当する者に限る。）として放課後児童健全育成事業に従事している者で、施行日以後も引き続き同事業に従事するものについては、改正後の条例第 138 条の 9 第 3 項の規定を適用する。

### 【解説】

#### (1) 第 1 項関係

施行日は令和 2 年 4 月 1 日となります。

#### (2) 第 2 項関係

経過措置として、放課後児童支援員の資格を満たしている者であって、放課後児童支援事業に従事することになった日から起算して 1 年を経過する日の属する年度の末日までに認定資格研修の修了を予定しているものは、放課

後児童支援員として従事できることとします。

**(3) 第 3 項関係**

令和 2 年 4 月 1 日前から放課後児童健全育成事業に従事している補助員が、令和 2 年 4 月 1 日以降も引き続き放課後児童健全育成事業に従事する場合は、改正条例により改正後の第 138 条の 9 の第 3 項の規定を適用することとし、これにより、令和 2 年度末までに認定資格研修の修了を予定している場合、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年度末日までは、放課後児童支援員として従事することが可能となります。

# 放課後児童クラブハンドブック

～ 札幌市児童福祉法施行条例第3章の2逐条解説～

(問合せ先)

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

住 所：〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電 話：011-211-2989 F A X：011-211-2943

メール：kodomu.ikusei@city.sapporo.jp

